

PFOS 及び PFOA 含有泡消火薬剤等の保管・適正処理の流れ【非火災時】

回収したPFOS等含有泡消火薬剤については、以下の流れに沿って対応し、保管基準を遵守して保管するとともに、処理にあたっては委託基準をご確認のうえ委託契約を締結し、適正処理するようお願いします。 ※泡消火薬剤が付着した物(雑巾やスポンジ等)も処理の対象となります。



1 回収

【回収の対象】

- (1) 漏出した泡消火薬剤
- (2) 泡消火薬剤が付着した場所や資材等の洗浄に伴い生じた汚染水
- (3) その他の汚染物

2 保管

【保管容器】

PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物の保管に際しては、次の要件を満たしている保管容器を用いること。

- (1) 密閉できること。
- (2) 収納しやすいこと。
- (3) 損傷しにくいこと。

(参照 規則第1条の11)

【解説】

1. 保管容器の基準については、廃PCB等の基準を準用したものです。
(参照 規則第1条の11)
2. 保管容器は、PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物の性状、保管期間、移動時の取扱い、保管後の分解処理方法等に応じて、適切な材質及び大きさの保管容器を選択してください。
3. PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物を収納した保管容器には、PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物である旨を表示してください。
(参照 令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1号ニ、規則第1条の10)

(出典) PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項
(令和4年9月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)

【保管基準】

- 周囲に囲いが設けられていること
- 関係者以外が容易に立ち入ることができない場所
- 屋内保管**
- 飛散流出防止及び地下浸透防止(コンクリート床面等)
- 密閉式の容器(ポリタンク等)での保管
- 他の物が混入しないよう仕切りを設けるなどの措置
- ねずみの生息や蚊・ハエ等の害虫が発生しないこと
- 標識の掲示(縦横 60 cm以上)**
 - ・PFOS含有廃棄物の保管場所である旨
 - ・PFOS含有廃棄物の種類 ・積み上げ高さ
 - ・保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ・その他必要事項

【標識の参考例】

PFOS含有廃棄物の保管所			
PFOS含有廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	
積み上げ高さ	○ m		
管理者の氏名又は名称	○○ ○○ (○○部 ○○課)		
連絡先	098- -		
注意事項	PFOS含有廃棄物の保管所につき関係以外立ち入り禁止 許可なく開閉及び持ち出し禁止		

60 cm 以上

60cm以上

※本資料において法令は次のとおり略記しています。(条項号: 令和6年3月現在)

「法」: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、「令」: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、「規則」: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

3 処理委託契約の締結
4 搬出 (収集運搬)
5 マニフェストの確認

- (1) PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、委託しようとするPFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物の分類がその事業の範囲に含まれている者に対して行うこと。(参照 令第6条の2)
- (2) PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物を産業廃棄物として運搬又は処分を委託する際には、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付し、収集運搬、中間処理、最終処分等の各段階で終了後に返送されたマニフェストの内容を確認の上、5年間保存しなければならない。(参照 法第12条の3、規則第8条の30)

【解説】

- 1. PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合には、PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物の取扱いに関して十分な知識及び技術を有する者であることを確認してください。
 - 2. 委託契約については、PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物の種類に応じて、廃棄物処理法の関係する規定を遵守して、締結する必要があります。
 - 3. 排出事業者は処理業者に対してあらかじめ以下の事項を通知してください。
 - (1) PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物であること
 - (2) 数量
 - (3) 種類・性状
 - (4) 荷姿
 - (5) PFOS含有廃棄物又はPFOA含有廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
これは、特別管理産業廃棄物の委託基準を準用して整理したものです。
(参照 令第6条の6第1号、規則第8条の16)
- ※ (5) に関しては、製品安全データシート (SDS) 等により取り扱う際の注意事項を把握した上で、[廃棄物情報の提供に関するガイドライン \(WDSガイドライン\)](#) 等を使用して処理業者に知らせる必要があります。

(出典) [PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項](#)
(令和4年9月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)



【必要書類】

※収集運搬業者・処分業者が、複数の業者にまたがる場合は、各々と契約締結が必要です。

- ★産業廃棄物収集運搬委託契約
 - 契約書
 - 収集運搬業許可証(写し)
 - 廃棄物データシート
- ★産業廃棄物処分委託契約
 - 契約書
 - 処分業許可証(写し)
 - 廃棄物データシート



【マニフェストとは?】

- (1) マニフェストは、2種類あります。(直行用と積替用)
必要に応じて使い分けてください。
※紙マニフェストの購入については、沖縄県産業資源循環協会にご相談ください。
- (2) 運搬終了後、マニフェストB2票の返送を確認してください。
- (3) 処分終了後、マニフェストD票及びE票の返送を確認してください。
※処理業者には、処理終了から **10日以内** に返送することが義務付けられています。



【マニフェストの返送期限】

B2票 (積替用の場合はB2票・B4票・B6票)・D票	90日
E票	180日

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	管理番号	交付場所 名称
排出事業者	氏名又は名称	所在地 市 区 町 丁目 番 号	電話番号	代表者 氏名
産業廃棄物	種類 (普通産業廃棄物)	種類 (特別管理産業廃棄物)	数量 (及び単位)	荷姿
中間処理業者	氏名又は名称	所在地 市 区 町 丁目 番 号	電話番号	代表者 氏名
最終処分業者	氏名又は名称	所在地 市 区 町 丁目 番 号	電話番号	代表者 氏名
備考	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理じんじん等 <input type="checkbox"/> 特別管理有害廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定危険廃棄物			

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環協会

見本

6 書類の保管

【保管する書類】

- (1) 処理委託契約書(収集運搬・処分)
 保管期間: **契約期間終了から5年間**
 収集運搬業者と処分業者の許可証(写し)は、契約書と一緒に保管してください。
- (2) マニフェスト
 保管期間: **交付日から5年間**
 A票、B2票、D票、E票の4枚一式

7 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出(翌年度)

【年次報告】

那覇市内の事業場で発行したマニフェストの交付状況は、翌年度に、那覇市(環境政策課)へ報告する必要があります。

報告期間: 翌年4月から6月末まで

様式第三号(第八条の二十七関係) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 年度)

那覇市長 殿 令和 年 月 日

報告者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	業 種	電話番号							
事業場の所在地									
番号	産業廃棄物の種類	持出量(t)	管理票の交付枚数	運搬委託者の許可番号	運搬委託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分委託者の許可番号	処分委託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考
 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、産業物処理施設があり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 4 産業廃棄物の種類及び委託先ごとの記入事項に、産業廃棄物に含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、本事項について右欄に産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に右欄に産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、本事項について右欄に産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と異じてある場合に記入する必要があること。
 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬委託者又は再委託者についてすべて記入する(日本工業規格「A」第4章)

★マニフェストが期限内に返送されなかった場合

マニフェスト交付日より90日(送付期限)を経過した場合には、処理業者へ連絡し、処理状況を確認したうえで、「措置内容等報告書」を作成し、那覇市(環境政策課)へ報告してください。

様式第四号(第八条の二十九関係)

※一部抜粋して掲載しています。

措置内容等報告書

那覇市長 殿 年 月 日

報告者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	引渡し年月日	登録年月日	登録番号
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()		
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量			
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 産業物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第13条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき。 (年 月 日)		

◇那覇市ホームページ◇

委託契約書の締結/マニフェストの交付/
 産業廃棄物管理票交付等状況報告書/措置内容等報告書

◇お問い合わせ◇

	連絡先	電話番号	対応内容
那覇市環境部	環境政策課	098-951-3231	廃棄物の処理に関すること
	環境保全課	098-951-3229	PFOS等に関すること